

平成24年4月9日

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

総務省においては、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見の募集について、平成24年2月25日（土）から平成24年3月26日（月）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 背景

金融機関への振込みにより支出をした場合の提出書類の簡素化のために、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）及び政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）について必要な改正を行うものです。

2. 意見募集の結果

上記1の省令案の概要について、平成24年2月25日（土）から平成24年3月26日（月）までの間、意見の募集を行ったところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については別紙のとおりです。なお、本件と直接関係しない御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

3. 省令の施行等について

上記1の省令については、公表した案に基づいて定め、平成24年4月9日（月）に公布され、平成24年4月29日（日）から施行されます。

(連絡先)

総務省自治行政局選挙部選挙課

(担当：鈴木補佐 辻川)

電話：03-5253-5568

FAX：03-5253-5569

総務省自治行政局選挙部政治資金課

(担当：櫻井補佐 阿部)

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583

総務省自治行政局選挙部政党助成室

(担当：田中補佐 岡田主査)

電話：03-5253-5582

FAX：03-5253-5583

意見の概要	総務省の考え方
<p>振込明細書に記載される「支出の目的」は、必ずしも「支出の費目」の記載や「項目」「摘要」に分けての記載はなされないことから、「支出の目的を記載した書面」の様式についても、「支出の目的」という1つの項目を記載すれば足りることとし、「支出の費目」の記載や、「項目」「摘要」に分けての記載は不要とすべき。</p> <p>代わりに「金額」と「年月日」を記載することとして一つの用紙に複数の支出を記載することができることとし、紙資源の節約を図るべき。</p>	<p>今般の省令改正は、振込明細書に「支出の目的」が記載されている場合について、公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法に規定する領収書等と同様の情報が記載されていることから、「支出の目的を記載した書面」を別途提出することを要しないこととするものです。</p> <p>一方で、「支出の目的」が記載されていない振込明細書については、「金額」と「年月日」しか記載されていないことから、当該振込明細書に係る支出と収支報告書等に記載された支出との対応関係がわかりにくく、これを明確にするために、「支出の目的を記載した書面」の様式に「支出の費目」又は「項目」を記載する欄を設けております。これは、政治資金監査や情報公開等の開示請求者の便宜に資するものであり、適当であると考えています。</p> <p>なお、ご指摘の「金額」と「年月日」を記載することとして一つの用紙に複数の支出を記載する」方式ですが、従来は、振込みの場合についても、「金額」「年月日」を一つの用紙に記載した徴難明細書を提出することとされてきましたが、これが政治団体の事務の重い負担となっていたため、平成18年の政治資金規正法等の改正により、振込明細書のコピーに「支出の目的を記載した書面」を添付する方式によることも認められたところですが、この場合に、「支出の目的」が同一である振込明細書に対しては、一枚の「支出の目的を記載した書面」を提出することで足りるものとされていることを申し添えます。</p>